

文化芸術振興基本計画[第4期]（案）への意見公募手続きの結果

1. 実施期間

令和6年12月1日（日）～令和7年1月6日（月） 37日間

2. 意見の提出方法

任意の書式に、意見、住所、氏名を記載し、締切日までに直接、または郵送で提出。ファクスまたは市のホームページから電子申請も可。

3. 意見数

27件

4. 内 容

27件すべて同一の意見となりました。内容の要約は、以下のとおりです。

「施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる」の「方策3-1 文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実」について、3期計画に記載されていた「美術作品の見方を深めていく美術鑑賞授業等」の一文が削除されている。4期計画期間においても、事業の存続を希望する。

5. その他

寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、今後、市のホームページで公表する予定です（個々の意見には直接回答しません）。